

大阪市城東区役所と社会医療法人有隣会との東大阪病院供用開始に伴う実施協定

大阪市城東区役所（以下、「甲」という。）と社会医療法人有隣会（以下、「乙」という。）は、令和2年11月19日付け「土地建物売買契約書に付随する基本協定書」第4条第2項に基づき、次のとおり実施協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が医療又は高齢者福祉、並びに防災対策に寄与することを目的とする。

（設置施設）

第2条 乙の設置する施設

- （1） 施設名称 社会医療法人有隣会 東大阪病院
- （2） 所在地 大阪市城東区中央3丁目4番32号
- （3） 供用開始日 令和5年10月1日

（事業内容）

第3条 前条の設置施設にかかる事業内容については次に掲げる分野とし、必要に応じて甲及び乙は連携・協力を行うこととする。

- （1） 救急医療での地域貢献に関すること
- （2） 整形外科の24時間365日受入に関すること
- （3） 回復期リハビリテーション病棟による機能改善に関すること
- （4） 透析機能の充実に関すること
- （5） 緩和ケア病棟によるがん患者受け入れに関すること
- （6） 災害医療に関すること

（災害医療に関する連携・協力事項）

第4条 甲及び乙は第1条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力を行う。

- （1） 乙は、災害時において設置施設にトリアージスペースを確保し、患者に適切に対応し混乱なく収容する。
- （2） 乙は、水害への備えとして、浸水被害想定より高い3階リハビリテーションスペースを地域へ開放する。

（連携期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲及び乙のいずれから改廃の申し入れが無い場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和5年8月17日

甲：大阪市城東区中央3丁目5番45号
大阪市協定締結担当者 城東区長 吉村 悟

乙：大阪市城東区中央3丁目4番32号
社会医療法人有隣会 理事長 北野 均